

高校生等への修学支援に関する都道府県アンケート結果について

高等学校等就学支援金及び高校生等奨学給付金を中心とする高校生等への修学支援について、制度改正による効果や影響等について検証するため、平成29年8月に都道府県の私立学校所管部署に対して文部科学省からアンケート調査を実施した。

アンケートでの主な意見

1. 現行制度による効果・影響

現行制度は、平成26年度より、高等学校等就学支援金制度に一本化し、所得制限を導入するとともに、それにより捻出した財源により、私立高校等に通う生徒への加算の拡充や高校生等奨学給付金の創設等を行いました。こうした一連の制度改正による効果・影響についてどのように評価されますか。

【肯定的評価】

肯定的評価のみを記載した自治体は33。肯定的評価の理由としては、関係団体からの回答同様、経済的負担の軽減、低所得世帯の生徒の進路選択の幅の拡大、経済的理由による中退者の減少等に加え、自治体独自の支援の拡充につながったこと等があげられている。

- ・経済的原因による中退者が減少していることから、効果があるものと評価<<多数の都道府県>>
- ・中学校卒業生数が年々減少している中であっても、私立学校の生徒数は増加していることから、現行制度が学校選択の幅を広げているものと評価する
- ・奨学金貸与率が減少傾向である一方で、進学率は上昇傾向であることから、保護者負担の軽減に一定の役割を果たしているものと評価
- ・就学支援金の加算の拡充により、改正以前に県で補助していた金額の一部が国庫負担になった。これにより捻出された財源で県による私学助成の拡大を行えた

【肯定的評価と否定的評価】

肯定的評価と否定的評価をあわせて記載した自治体は9。否定的評価の理由として、主に所得制限導入による自治体や学校、生徒・保護者の負担増に加え、加算対象の区切りや多子世帯への配慮等に課題が残されていること等があげられている。

- ・所得額250～350万円未満程度世帯に対する加算金支給額を非課税世帯と同程度に増

額することが必要と考える

- ・所得制限が導入されたことにより、保護者、学校及び都道府県において、申請、認定に係る業務が複雑化している
- ・基準税額について、子どもの人数によらず一律の基準が設定されていることにより、多子世帯への配慮や支援がより強く求められるようになった

【否定的評価】

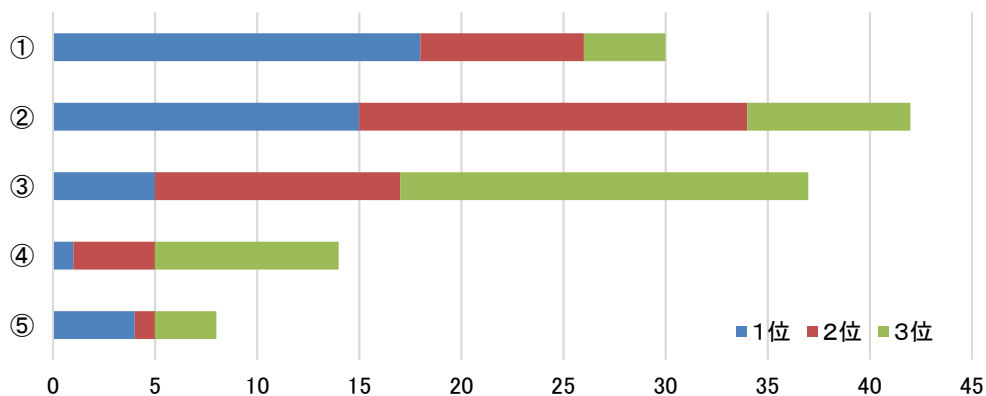
否定的評価のみを記載した自治体は3。否定的評価の理由として、制度の複雑化や事務手続きの負担増大等があげられている。

- ・複数の制度が設置されたことで、制度が複雑化したことによる申請漏れが懸念されるとともに、事務処理が煩雑となり、早期認定・早期支給が困難となっている
- ・所得確認にかかる学校の事務及び自治体の事務が複雑化し、負担が増加

2. 今後の修学支援の方向性について

(1) 高等学校等就学支援金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。

- ① 市町村民税所得割非課税(年収目安 250 万円未満)層への加算拡充
- ② 市町村民税所得割 51,300 円(年収目安 350 万円)未満層への加算拡充
- ③ 市町村民税所得割 154,500 円(年収目安 590 万円)未満層への加算拡充
- ④ 市町村民税所得割 304,200 円(年収目安 910 万円)未満層の加算措置
- ⑤ 市町村民税所得割 304,200 円(年収目安 910 万円)以上層への支給(所得制限の緩和又は撤廃)
- ⑥ その他

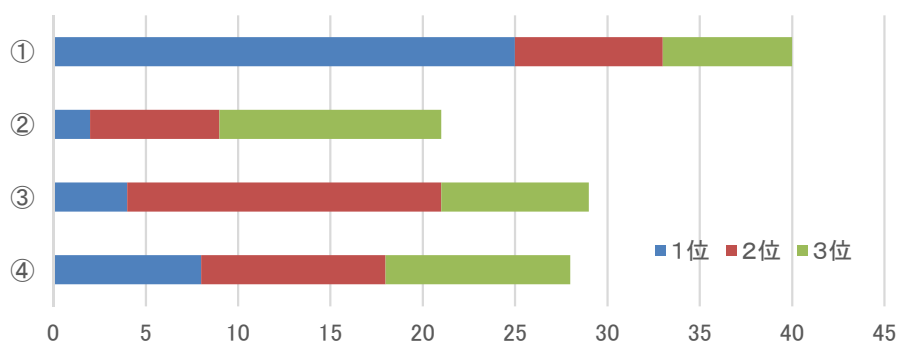


「⑥その他」の意見

- ・平均授業料まで就学支援金制度を拡充
- ・低所得世帯に対する施設整備費等への支援の導入
- ・就学支援金支給限度期間・単位の引上げ
- ・所得区分にかかわらず、全体的な補助額の底上げ

(2) 高校生等奨学給付金の充実の方向性として、次のいずれの優先度が高いと考えますか。

- ① 「第1子」の支給額の引き上げ
- ② 「第2子以降」の支給額の引き上げ
- ③ 「第2子以降」の定義見直しによる「第2子以降」該当範囲の拡大(※)
(※) 現行制度では扶養されている15歳以上(中学生を除く。)23歳未満の兄弟姉妹がいる場合に「第2子以降」の単価が適用される。
- ④ 市町村民税所得割非課税(年収目安 250 万円未満)以上層へ支給対象の拡大
- ⑤ その他



「⑤その他」の意見

- ・学年進行により対象者が増加し、支給事務に要する経費負担が増加していることから、高等学校等就学支援金制度と同様に、事務費の支援し、学校への事務委託を可能にする
- ・多子世帯を厚く支援するため、世帯の子供の人数に応じた額の支給
- ・扶養している子どもの数により支給額を決めるなど、制度の簡素化
- ・入学当初にかかる学校納付金(施設整備費等)に充当できるよう支給時期の前倒し
- ・生活保護受給世帯が非課税世帯として申請し、不正受給を図ることがあるため、その防止
- ・修学旅行費等を含めるなど、さらなる増額
- ・保護者、学校、自治体の負担軽減、制度の簡素化等につながるので、「第1子」、「第2子」の差の撤廃
- ・全額国庫負担化

(3)高等学校等就学支援金や高校生等奨学給付金等の高校生等への修学支援に関する現行制度について、見直すべきと考える課題や要望等があれば、教えてください。

【高等学校等就学支援金関係】

＜修業年限や所得制限等の上限見直し＞

- ・修業年限超過部分や単位超過部分についても対象とすべき
- ・修学年限超過部分は学び直し支援との一本化を図るべき
- ・多子世帯については一律の所得制限を超えて支援できるよう検討すべき
- ・養子縁組をしない再婚世帯においては、一人親世帯として所得状況を確認しており、世帯状況に応じた支援になっていない等、不公平感を是正する観点から一律支給にすべき

＜都道府県格差＞

- ・都道府県間で私立高校への就学支援に格差が生じているため、国による統一的な制度で支援することが必要

＜公私間格差＞

- ・私立については、授業料以外の学納金も補助対象にする等、公私間格差のさらなる是正が必要

＜加算額＞

- ・私立高校における低所得世帯にある受給者の割合が高いことから、加算金支給額を増額するなどの更なる制度の拡充が必要
- ・加算額の考え方が不明確なので、整理し、より効果的な加算額にするよう検討すべき

＜支給基準＞

- ・ふるさと納税等、制度の趣旨とは異なる控除に影響を受けないような支給基準を検討すべき
- ・最新の世帯所得に合わせて、基準や所得区分の見直しを行うべき

＜手続き関係＞

- ・マイナンバー対応について、自治体・学校の備品費等への支援を含め、国で財源を確保すべき
- ・市町村が認可した株式会社が設置する高校について、市町村から就学支援金を支給するようにすべき
- ・所得審査を年2回から1回にする、支給単位を1月ごとから年度ごとにする、単位当たり授業料を廃止し年額で管理する等、事務の簡素化を図るべき
- ・授業料が1人ずつ異なる通信制高校への支給に係る事務負担について検討すべき

【高校生等奨学給付金関係】

＜支給単価＞

- ・一子と二子以降の支給額の差を解消すべき
- ・制度の充実、事務負担軽減の観点から、一子・二子の区分を廃止すべき
- ・全日制非課税世帯二子以降の判定事務の負担が大きいため、全日制非課税世帯で統一

すべき

<在校地での支給>

- ・都道府県外から通学している生徒の保護者等の把握は困難であるため、就学支援金制度同様、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすべき

<地方負担>

- ・事務費も含め、全額交付すべき

<入学金時の負担支援>

- ・入学金を補助対象とする、支給時期の前倒し、年度当初の保護者負担軽減等を検討すべき

<手続き関係>

- ・自営業者等の場合、国民健康保険証では扶養関係が確認できず、扶養申立てが必要となることから、申請者の負担が増えるため、改善できるよう検討すべき

【就学支援金・奨学給付金共通】

<手続き関係>

- ・一体的な申請を可能とする等、事務の簡略化を図るべき
- ・繁忙期を分散させ、過度な事務処理負担が生じないよう配慮すべき
- ・両者について保護者が混交し、書類不備が発生するため整理が必要
- ・保護者が居ない場合、主たる生計維持者の確認に繊細な事情を聞き取る必要が生じ、負担が大きくなるため、生徒本人に統一すべき
- ・マイナンバーの導入に当たり、簡潔で統一したシステムにする必要
- ・複雑な事例への対応について、文科省でまとめて共有できるようにすべき
- ・不正受給を防ぐためにも、審査基準を厳格化すべき

(4) 現在、保護者等の収入の状況を把握する基準として、家族構成等がある程度は反映されることや所得確認に係る事務負担、生徒・保護者にとって分かりやすいものであること等を考慮し、市町村民税所得割額を用いています。一方で、海外在住保護者の所得が把握できない、年少扶養控除の廃止や特定扶養控除の縮減で家族構成を考慮する機能が低下しているといった問題もあります。市町村民税所得割額を用いることについてどのように評価されますか。また、これに代わるより適切な基準や改善策として考えられるものがあれば、教えて下さい。

<見直しの在り方>

- ・生徒・保護者の分かり易さや事務負担の観点から現行を基本とした見直しを行うべき
- ・世帯に扶養されている高校生等の人数を基準とする等、扶養関係を考慮できる方法を検討すべき

- ・指定都市への財源移譲への対応や、制度本体の趣旨である所得に応じた支給を行うという観点から、課税標準などを基準とする方法を検討すべき
- ・基準の見直しでは課題の解決は困難であり、所得制限撤廃等抜本的な改革が必要

<現実の収入との不一致>

- ・住宅ローン、ふるさと納税などの税額控除により、判定結果に不公平が生じているため、見直しが必要
- ・海外在住保護者の有無や、保護者の事実婚、別居状態などにより、必ずしも現実の収入状況と一致しない世帯があるため見直しが必要
- ・親権者が居ても、実際に生徒の生計を維持している者が別であればその者の収入で判断することも必要

3. 自由記述(上記以外の内容)

その他、高校生等への修学支援に関するご意見ご要望があれば、ご自由にお書き下さい。

<周知・広報>

- ・生徒・保護者に分かりやすい制度とすることが必要
- ・制度の検証等に際しては、教育関係者・団体から幅広く意見を聴取した上で行うべき
- ・制度の変更に際しては、スケジュールを示すとともに、説明会等も実施されたい

<マイナンバーへの対応>

- ・マイナンバーに対応した事務処理システムの導入及び支給事務に係る変更部分について、都道府県が準備期間を十分に確保できるよう、計画的に情報提供されたい
- ・マイナンバー導入に際して、文科省にホットラインを設けられたい

<多子世帯対応>

- ・世帯の子どもの数による教育費負担に大きな差があることに配慮し、就学支援金、奨学給付金をセットで見直し、検討することが必要

<その他>

- ・所管していない学校、その学校に通う生徒への支援は困難が生じるため、学校を所管する団体が事務を行うこととされたい
- ・都道府県が実施している授業料軽減補助に対する国の補助制度を創設されたい